

2 生活支援サービスの整備

(1) 生活支援サービス

① 生活支援ハウス運営事業【継続】

■ 目的

ひとり暮らしなどの家族による援助を受けることが困難な高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう、介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。

■ 事業内容

- ・ 事業開始年度：平成14年度
- ・ 利用定員：20人
- ・ 利用対象者：秋田市内に居住する60歳以上の者で、高齢等のため独立して生活することに不安があり、次のいずれかに該当する者
 - (1) ひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属する者
 - (2) 家族による援助を受けることが困難な者
- ・ 利用者負担金額：対象収入により月額0円から50,000円までの14階層
- ・ 内容：施設運営を委託し、委託先が入居者に対し、各種相談、助言、緊急時の対応、地域住民との交流を図る各種事業を行っています。

■ 事業の評価、検証、課題等

利用者の平均年齢が上昇し、身体機能も衰えてきているため、健康管理の支援が必要になっています。また、利用者の中では介護を必要とする方が増えており、施設での生活が困難になってきています。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	目 標	20人	20人	20人
	実 績	18人	20人	19人

※ 各年度末の利用者数。平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

施設での生活が困難になってきている方もいるため、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用支援のほか、介護付き施設や措置施設への移行についても併せて支援していきます。

■ **評価の指針**

利用者数をもって評価します。

■ **目標値**

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	20人	20人	20人

② 「食」の自立支援事業【継続】

■ **目的**

食事の調理が困難な高齢者等に対して定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供し、安否の確認を行うとともに、健康維持・増進という観点からアセスメントを行い、高齢者等の健康で自立した生活を確保することを目的としています。

■ **事業内容**

- ・ 事業開始年度：平成12年度
- ・ 利用回数：1日1回、週3回まで
- ・ 利用者負担額：各委託先により異なる
- ・ 事業内容：調理が困難な一人暮らし高齢者等の居宅に定期的に食事を配達し、同時に安否確認を行っています。

■ **事業の評価、検証、課題等**

年々利用者数、利用回数は増加しておりますが、目標には達成していないため、事業の周知が必要となっております。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	目 標	6,872人	7,594人	8,391人
	実 績	5,685人	5,835人	5,989人
	達成率	82.7%	76.8%	71.4%
利用回数	目 標	61,570回	68,035回	75,179回
	実 績	54,056回	56,836回	61,944回
	達成率	87.8%	83.5%	82.4%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

地域包括支援センターを通じて利用者に対し適切なアセスメントを実施するとともに、個々の生活状況やニーズに合わせて利用できるよう、事業の周知に努めます。

■ 評価の指針

利用者数および利用回数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	6,147人	6,700人	7,302人
利用回数	67,511回	73,578回	80,191回

③ 高齢者軽度生活援助事業【継続】

■ 目的

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に軽度生活援助員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態等への進行を防止します。

■ 事業内容

- ・ 事業開始年度：平成12年度
- ・ 委託先：一般社団法人秋田市シルバー人材センター
- ・ 内容：
 - I 一般作業（草取り、窓拭き、買い物、外出の付き添い等）
 - ・ 利用回数：1日1回2時間以内で1箇月に2回まで
 - II 雪寄せ作業（玄関から道路に出るまでの通路）
 - ・ 利用回数：1週間に2回1時間以内

■ 事業の評価、検証、課題等

利用者数、利用回数ともに年々増加していることから、日常生活上の援助を必要としている高齢者は今後も増えていくと考えられます。

また、平成25年度に雪寄せ作業の回数を週1回から週2回に増やしたことにより、利用回数が顕著に増加していることから、利用希望者へ迅速に対応を行

うため、軽度生活援助員の十分な確保について働きかけることが課題となっています。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	目 標	7,418人	7,937人	8,493人
	実 績	7,425人	7,927人	8,491人
	達成率	100.1%	99.9%	100.0%
利用回数	目 標	14,504回	15,519回	16,605回
	実 績	15,577回	18,232回	18,424回
	達成率	107.4%	117.5%	111.0%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

日常生活上の簡単な家事援助は、ひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続に有効と考えられるため、利用者からの様々なニーズに応えることができるよう努めます。

■ 評価の指針

利用者数および利用回数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	9,126人	9,842人	10,654人
利用回数	18,620回	18,820回	19,024回

④ 緊急通報システム事業【継続】

■ 目的

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、高齢者等が急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消します。

■ 事業内容

- ・ 事業開始年度：平成元年度
- ・ 事業内容：ひとり暮らし高齢者等が病気などの緊急事態発生時に貸与された

専用通話器により緊急通報受信センターに通報し、場合によって消防署、協力員に出動を要請し、当該高齢者の援助や救助を行います。また、「お元気コール」による週1回の安否確認および年1回の家庭訪問を行っています。

■ 事業の評価、検証、課題等

設置台数は微増ではありますが、年々増加しています。見守りの1つのツールとして、更なる設置台数の増加に向けた取組が必要です。また、緊急時に利用者宅へ駆けつけることのできる協力員の確保が難しくなっていることが課題です。

【緊急通報システム設置台数】

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置台数	目 標	720台	744台	768台
	実 績	647台	657台	681台
	達成率	89.9%	88.3%	88.7%

※ 平成26年度は見込み

(参考) 【緊急通報受信状況】

指 標		平成24年度	平成25年度	平成26年度
通報状況	救急車手配	57件	63件	70件

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、協力員の確保が重要であることから、地域包括支援センターや民生児童委員を通じ地域住民へ事業の理解を求めていくことが必要です。また、広報等を通じて事業の周知に努めます。

■ 評価の指針

緊急通報装置の設置台数（利用者数）をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置台数	723台	768台	815台

⑤ 買い物弱者への支援

■ 目的

日用品の買い物に困難を来している市民を支援します。

■ 現状、実績

電話やFAX、インターネット等で受注し、宅配や買い物代行サービスを実施している事業者に関する情報を収集し、提供しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

平成24年度に施行した事業者向けビジネスモデル構築事業の結果からは、ビジネスとして採算ラインにのせるには非常に厳しいことが判明しており、検証から得られた結果等を公表しています。

■ 取組の方向性

ビジネスとして参入意欲を示す商業者に有益な情報を提供するとともに、福祉的な観点から、高齢者が自由にサービスを選択し、利用促進が図られるような取組を実施します。

(2) 家族介護支援サービス

① 家族介護用品支給事業【継続】

■ 目的

低所得世帯で重度の要介護者を在宅介護する家族を対象に、紙おむつなどの介護用品を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

■ 事業内容

- ・対象者：要介護4又は5で、介護保険料所得段階が1～3の第1号被保険者（65歳以上）の方又は市町村民税が非課税の第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方を在宅で介護している同居家族

対象品目：紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭料、ドライシャンプー

支給方法：市内契約業者から申請者宅へ介護用品を配達

月限度額：6,250円

■ 事業の評価、検証、課題等

在宅介護をしている家族の経済的負担を軽減していますが、支給人数が目標値に達していないことから、対象となる家族に対し、さらに周知する必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給人数	目 標	334人	334人	334人
	実 績	321人	303人	254人
	達成率	96.1%	90.7%	76.0%

※ 第2号被保険者家族を含む。平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

対象となる家族に対し周知を図りながら事業を継続します。

支給する介護用品については、利用ニーズの高い品目を把握し、利用しやすい介護用品の導入に努めます。

■ 評価の指針

支給人数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護用品の支給人数 (第2号被保険者家族を含む)	334人	334人	334人

② 家族介護慰労金支給事業【継続】

■ 目的

低所得世帯で重度の要介護者を在宅介護する家族を対象に、1年以上介護サービスを受けなかった場合に慰労金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

■ 事業内容

市民税非課税世帯で、要介護4又は5のかたを在宅介護している家族を対象に、一年以上介護サービスの利用がなかった場合（1週間以内のショートステイ利用は介護サービスの利用がないものとみなします）、年額10万円の慰労金を支給しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

重度の要介護者を在宅介護する家族に介護慰労金を支給することにより、当該家族を慰労し、重度要介護高齢者の在宅生活の継続を図っています。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給人数	実 績	5人	11人	8人

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

在宅介護する家族の経済的負担を軽減するため、事業を継続します。

■ 評価の指針

支給人数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
慰労金の支給人数	10人	10人	10人

③ 介護家族健康教育事業【継続】

■ 目的

主に在宅介護者のつどい（自主グループ）の参加者を対象に、介護者の健康の保持および増進が図れるよう健康に関する知識を普及します。

■ 事業内容

I 在宅介護者のつどい（自主グループ）への健康教育

- ・ 事業開始年度：平成13年度
- ・ 対象者：家族等の介護を行う者および介護経験者
- ・ 会場：秋田市保健センター
- ・ 内容：年3回保健師による講話等

II どすこい通信の発行

- ・ 事業開始年度：平成6年度
- ・ 対象者：家族等の介護を行う者および介護経験者
地域包括支援センター等関係機関、民生委員、医療機関等
- ・ 内容：介護者の声として、在宅介護者のつどい参加者の話や介護者からのお便りの紹介、感染症予防や検診等の健康情報を掲載し年3回発行

■ 事業の評価、検証、課題等

平成25年度に介護者に対し通信文のニーズ調査を実施し、対象者のニーズにあった「どすこい通信」を発行するよう心がけました。また、在宅介護者のつどい（自主グループ）の参加者に対し、熱中症や腰痛予防等、介護者の健康状態に配慮した健康教育に努めました。

【どすこい通信の配布数】

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護者送付数	目 標	90枚	90枚	90枚
	実 績	86枚	87枚	67枚
	達成率	95.6%	96.7%	74.4%
民生委員配布数	目 標	450枚	500枚	550枚
	実 績	764枚	713枚	714枚
	達成率	169.8%	142.6%	129.8%
関係機関配布箇所	目 標	143箇所	143箇所	143箇所
	実 績	147箇所	151箇所	152箇所
	達成率	102.8%	105.6%	106.3%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

介護者のニーズにあった「どすこい通信」の発行と、在宅介護者のつどい（自主グループ）の参加者に対する健康教育を継続していきます。

■ 評価の指針

「どすこい通信」の配布数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護者送付数	65枚	65枚	65枚
民生委員配布数	714枚	714枚	714枚
関係機関配布箇所	152箇所	152箇所	152箇所

(3) 安心な暮らしの確保

① いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費助成事業【継続】

■ 目的

後期高齢医療制度加入者に対し、はり・きゅう・マッサージ受療費の一部を助成し、高齢者の健康の保持増進を図ります。

■ 事業内容

- ・事業開始年度：平成20年度
- ・対象者：秋田市に住民登録又は外国人登録をしている後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者
- ・助成内容：1回の受療につき800円を助成するいきいき長寿はり・きゅう・マッサージ受療券を交付。交付冊数は、年度内に1冊（15枚綴）を限度

■ 事業の評価、検証、課題等

広報あきた等で周知を行っていますが、交付者数が減少傾向にあるため、さらに事業周知を図り、交付者数を増加させる必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交付者数	目 標	1,100人	1,200人	1,300人
	実 績	1,028人	913人	896人
	達成率	93.5%	76.1%	68.9%
(参考)使用枚数		5,233枚	4,842枚	5,741枚

※平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

広報あきたやホームページへの掲載等により周知を図りながら、高齢者の健康の保持増進のため事業を継続して実施します。

■ 評価の指針

受療券の交付者数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付者数	900人	1,000人	1,100人

② 在宅ひとり暮らし等高齢者実態調査【継続】

■ 目的

自宅で生活する高齢者のうち、「ひとり暮らし」や「寝たきり」等のかたの実態を把握することにより、各種統計調査の基礎資料、災害時要援護者の避難支援対策などに役立っています。

■ 事業内容

民生委員の協力を得て、毎年10月1日に満65歳以上の自宅で生活している高齢者を対象に調査を行い、「ひとり暮らし」、「寝たきり」および「その他要援護」を把握するとともに、災害発生に備えて自主防災組織などに対する情報提供の同意確認を行っています。

また、調査結果を基に、対象高齢者の情報を、消防本部や災害時要援護者の避難支援プランを所管する福祉総務課地域福祉推進室と共有し、防災活動などに役立てています。

■ 事業の評価、検証、課題等

目標を上回る方に同意を得ています。

災害発生時等に備え、更に避難対象者の同意数が増えることが望まれます。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
避難支援対象者名簿*掲載の同意者数	目 標	11,400人	12,300人	13,200人
	実 績	13,426人	12,628人	13,860人
	達成率	117.8%	102.7%	105.0%

※ 平成26年度は見込み

※ 同意者の情報を地域に提供し、地域における避難支援体制づくりを推進するための名簿

（参考）【ひとり暮らしなどの高齢者数】

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ひとり暮らし	9,865人	10,077人	10,613人
寝たきり	265人	226人	201人
その他要援護	5,410人	5,769人	6,587人
合 計	15,540人	16,072人	17,401人

■ 取組の方向性

ひとり暮らし等の高齢者の実態把握のため、継続して調査を行います。

避難支援対象者名簿掲載の同意者数を増やすため、対象者に対して同意書の提出を働きかけます。

■ 評価の指針

避難支援対象者名簿掲載の同意者数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
避難支援対象者名簿 掲載の同意者数	14,100人	15,000人	15,900人

③ ふれあいのまちづくり事業【継続】

■ 目的

福祉に関する相談窓口の開設、福祉協力員の設置および月1回の見守り活動を柱とし、地域の実情に即した福祉サービスを持続的かつ自主的に提供する仕組みづくりを促進することにより、地域福祉の水準の維持・向上させることを目的としています。

■ 事業内容

市社協に運営を委託し、市社協内に福祉に関する相談窓口「ふれあい福祉相談センター」を設置しているほか、市内38地区の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）で委嘱している福祉協力員を対象にした研修等を開催しています。また、地区社協ごとに、ひとり暮らし高齢者世帯等を月1回程度、友愛訪問や声かけ運動を行う見守りネットワーク事業を推進しています。

【主な活動内容】

ふれあい福祉相談センター	市社協内での相談所の開設（週5日）。無料弁護士相談（毎月1回）。訪問相談活動など
福祉協力員の設置および研修会の開催	福祉協力員の設置。各地区での学習会・研修会等の実施。福祉協力員のほか、町内会長、地区社協、民生委員・児童委員および一般市民を対象とした合同研修会の開催（年1回）など
見守りネットワーク事業	地区社協が第三者による見守りが必要と判断した世帯に対する見守り活動の実施（近隣協力者による日常生活の見守り、福祉協力員等による月1回の友愛訪問・声かけ活動）。地区社協、地区民児協、町内会長および福祉協力員等を対象とした見守りネットワーク打ち合わせ会の実施（年1回）など

■ 事業の評価、検証、課題等

ふれあい福祉相談センターへの相談内容をみると、家族間のトラブル、近隣、職場内の人間関係等、生計関係、精神的な相談が多くなっています。

福祉協力員は、地域福祉活動の大きな担い手の一つですが、地区社協によっては意識の温度差が見受けられること、また、高齢化などによる担い手不足から、福祉協力員の未設置地区が存在するとともに、全市的な福祉協力員数も伸び悩み傾向にあります。

見守りネットワーク事業については、見守りを必要とする世帯の把握が困難になってきている中で、町内会や民生委員・児童委員、関係機関などと連携した事業展開が今後ますます重要になってきています。

【ふれあい福祉相談センター相談件数】（各年度末現在）

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ふれあい福祉相談センター	目 標	1,138件	1,218件	1,298件
	実 績	1,157件	1,388件	714件
	達成率	101.7%	114.0%	55.0%
弁護士相談	目 標	69件	70件	71件
	実 績	70件	81件	-件
	達成率	101.4%	115.7%	-%

※ 平成26年度は平成26年9月末現在

【福祉協力員の設置】（各年度末現在）

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置地区数	目 標	36地区	37地区	38地区
	実 績	36地区	35地区	35地区
	達成率	100.0%	94.6%	92.1%
福祉協力員数	目 標	1,420人	1,425人	1,430人
	実 績	1,397人	1,317人	1,269人
	達成率	98.4%	92.4%	88.7%

※ 平成26年度は平成26年9月末現在

【見守りネットワーク事業】（各年度末現在）

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象世帯数	目 標	3,550世帯	3,600世帯	3,650世帯
	実 績	8,355世帯	5,423世帯	-世帯
	達成率	235.4%	150.6%	-%
対象世帯訪問数	目 標	42,600件	43,200件	43,800件
	実 績	42,686件	44,060件	-件
	達成率	100.2%	102.0%	-%
協力者数	目 標	1,420人	1,440人	1,460人
	実 績	2,612人	2,098人	-人
	達成率	183.9%	145.7%	-%

■ 取組の方向性

福祉に関する相談は、地域包括支援センターで数多く相談されているのが現状ですが、ふれあい福祉相談センターも関係機関等と連携を深めるとともに、閉じこもり傾向が強くなる高齢者宅訪問による相談活動や、月1回実施している無料法律相談の周知に努め、相談業務の充実を図ります。

福祉協力員の設置については、「地域福祉活動合同研修会」により地域福祉に対する意識高揚を図りながら、福祉協力員の増員を目指します。

また、「安心キット事業*」を見守りネットワーク事業と連携して取り組むことで、安心キットをきっかけにした地域での声かけ、訪問活動の充実を目指します。

※ あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも・・・」のときに、その情報を救急医療に活かす取組

■ 評価の指針

地域福祉の水準の維持・向上の指標として、目標の数値の増減をもって評価します。

■ 目標値

福祉協力員の設置

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置地区数	36地区	37地区	38地区
福祉協力員数	1,274人	1,279人	1,284人

④ 高齢者生活支援情報提供事業【新規】

■ 目的

高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス*に関する情報を集約・発信し、高齢者を始めとする全ての市民が、生活支援に関わる様々なサービスの情報を得やすい環境を整備します。

公的サービス以外の生活支援情報を提供することにより、高齢者等が選択できるサービスの幅が広がるほか、一人ひとりの生活状況・身体状況にマッチしたサービス提供が図られるものです。

※ インフォーマルサービスとは、介護保険制度に基づく公的機関や専門職によるサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援を指す。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などによる、制度に基づかない援助が挙げられる。

■ 事業内容

高齢者世帯向けに、インフォーマルサービスに関する情報を集約し、集約した情報は、市ホームページで公表するとともに、冊子として発行します。

冊子は、各地域包括支援センターおよび本庁舎、各市民サービスセンター等の市有施設に設置し、希望者が入手できるようにします。

- ・設置箇所：各地域包括支援センター・市役所・各市民サービスセンター・各公民館・各地域センター・各コミュニティセンター等
- ・掲載情報：生活支援サービス（介護保険外）、送迎サービス（介護保険外）、宅配を行っている店舗、食品・日用品等の宅配、移動スーパー、お弁当・調理済食品の宅配サービスなど

■ 取組の方向性

掲載情報は毎年更新し、より使いやすいものにしていくとともに、必要とする人が確実に入手できるよう周知を図ります。

冊子の作成は、広告収入を一部の経費に充てる方式を取りますが、今後、掲載内容の充実等によりインフォーマルサービス情報の認知度および需要の拡大を図り、広告収入を増やしていくことで、将来的な民間事業者の参入につなげていきます。

⑤ 生活支援・介護予防サービス充実のための支援体制の整備【新規】

■ 目的

要支援者等軽度の高齢者については、高齢者の状態に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められており、また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が大きな割合を占めていくことを踏まえ、市はこれら的高齢者に対する配食、見守り・安否確認、外出支援、家事支援等の介護予防・生活支援サービスの充実と、ボランティア、NPO、民間企業などの多様な主体によるサービス提供体制を整備する必要があります。このため、サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発、サービス提供主体間の連携体制づくりなどを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や、より広域に関係者の定期的な情報共有や連携強化を行う「協議体」の設置を進めます。

■ 事業内容等

- ・ 生活支援コーディネーターの配置

地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保、関係者間の情報共有・連携の推進を図ります。

- ・ 協議体の設置

コーディネーターとサービスの提供主体等が参加し、定期的な情報共有や連携を図る機関とします。

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(案)」

■ 課題

生活支援サービスの内容や開始時期、生活支援コーディネーターの担い手の発掘、サービス提供体制の整備など、事業全般について研究や検討を行う必要があります。

■ 取組の方向性

実態調査や高齢者生活支援体制整備事業研究会（仮称）を設置し、必要な検討・準備を行います。その後、協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置、サービス提供の担い手の養成・サービスの開発を行います。

■ 評価の指針

生活支援コーディネーターの配置および協議体の設置をもって評価します。

■ 目標

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置	設置に向けた研究会（仮称）の開催	協議体の設置	生活支援コーディネーターの選出および配置、生活支援コーディネーター等による生活支援の担い手の養成やサービスの開発